

鳥取県告示第580号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニサン後藤駅前店
米子市米原1480-2、1480-7、1480-15
- 2 承継により変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 株式会社ユニサン 代表取締役 木下 立己 米子市安倍103-1
変更後 坂口合名会社 代表社員社長 坂口 清太郎 米子市尾高町66
- 3 承継があった年月日
平成24年6月20日
- 4 承継の理由
建物売買による譲渡
- 5 承継に係る店舗面積
1,782.27平方メートル
- 6 届出年月日
平成24年7月10日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の承継届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間
平成24年8月14日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課